

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 減免制度のお知らせ

減免には
申請が必要
です



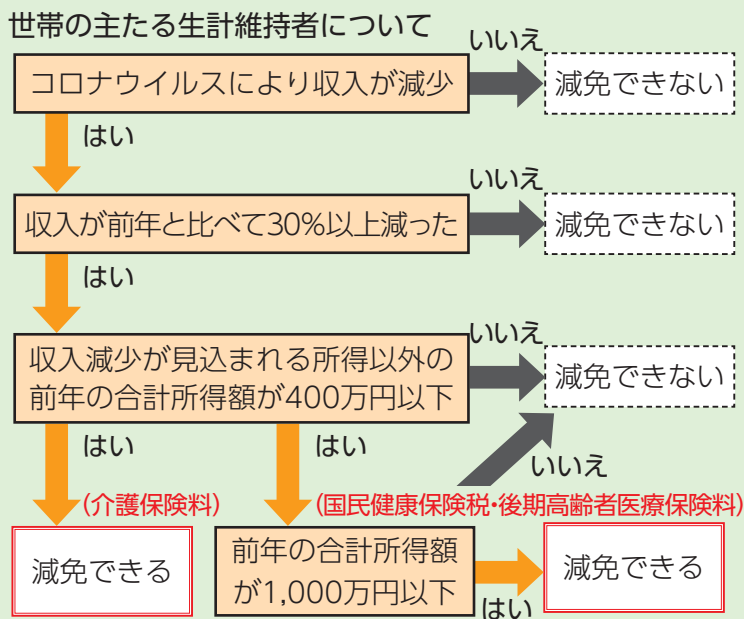
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合など、一定の基準を満たした人は、保険税(保険料)が減免になります。減免を行うためには申請が必要となります。

申請をする場合は、申請書類に必要事項を記入し、帳簿や給与明細など収入額が証明できるものを添付して提出してください。

■ 減免の対象となる人

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人	全額免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、下記の要件に全て該当する人	一部を減額(※)

簡易フローチャート



※保険税(保険料)が一部減額される要件

- 世帯の主たる生計維持者について
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の、種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
 - ②収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること
 - ③前年の合計所得額が1,000万円以下であること(介護保険料は除く)

ご存知ですか? 国民健康保険税の 非自発的離職者軽減制度

会社都合などによる退職でハローワークより雇用保険受給者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当した人は、軽減制度の対象となります。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

町ホームページはこちら→



■ 問い合わせ

国民健康保険税	甘楽町役場 ☎74-3131	住民課住民税係 内線262・263
介護保険料	にこここ甘楽 ☎67-7655	健康課介護保険係 内線621・622
後期高齢者医療保険料		健康課国保係 内線611・612

ご利用ください! **甘楽町民限定!!**



かんらでお食事割引券

1,000円以上で
500円割引
2,000円以上で
1,000円割引

町内の加盟店で 10月1日から使用できます

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町内の飲食店などの活性化を図ることを目的に、加盟店(下表)での食事やテイクアウトに利用可能な割引券を発行します。(本紙5・6ページ下)

利用方法

割引券部分を切り取り、お食事割引券利用加盟店での会計の際に提出してください。ご利用の際には、割引券裏面に世帯主氏名と住所地区をご記入ください。割引券は1会計2枚までを上限として、税込み1,000円以上で1枚、2,000円以上で2枚利用可能です。

利用期限

令和2年12月31日(木)まで

お食事割引券利用加盟店(順不同)

店舗名	住所	電話番号	店舗名	住所	電話番号
Pizzeria deco	造石502-1	77-1031	カフェ&喫茶ルージュ	福島713	74-4909
焼肉 美江	小幡108	74-2125	居酒屋 みやもん	小幡171-1	74-5908
SEEDS	小幡139-2	74-6683	パンダぱんだ	福島1582-4	74-7377
食事処つちや	金井199-5	74-7203	クロワッサン	福島1098-2	74-6034
ちーちゃんち	福島1318	74-6637	焼肉けいちゃん	白倉105-1	74-4847
一寸軒支店	小幡163-5	74-2566	古民家かふえ信州屋	小幡7	74-6061
み厨や商店	福島959-1	080-9044-5338	菓子工房こまつや	金井90-3	74-3008
しまや	福島1169	74-2259	大栄寿司	善慶寺679-1	74-4830
福寿し	福島1252-4	74-3148	(有)甘楽庵山ぐち	福島1175-1	74-2418
富田製麺	小幡453-1	74-2670	齊藤肉店	福島4-5	74-3231
甘楽ふるさと館	小幡2014-1	74-2660	道の駅甘楽	小幡444-1	74-5445
手打ちそばやさん・うどんやさん	小幡143-4	74-7788	御殿前レストラン プレトリオ	小幡820	64-9595

※割引券は加盟店のみ利用できます。

※9月24日現在の情報です。加盟店の最新情報は町ホームページでご確認ください。



←町ホームページはこちらから

「かんらでお食事割引券」は印刷版の広報かんらに掲載しています



住み慣れた家をより快適にするために！ 甘楽町住環境改善助成事業

■ 問い合わせ 建設課都市計画係 内線 421・422

住環境の改善により新型コロナウイルス感染症防止対策を支援し、地域経済の活性化を図るため、町民の皆さんが甘楽町内の業者を活用して、自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を助成します。

申請受付期間 令和2年10月1日(木)～令和3年1月29日(金)



助成事業の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■申請者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に登録されている人 ■申請者および同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと 	
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者が所有し居住する住宅 ※賃貸住宅は指定機器(下記②)のみ対象 	
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件を全て満たすこと ●内装、浴室、トイレなどの新型コロナウイルス感染症防止対策のためのリフォーム工事であること ※左ページの対象工事表を参照 ●町内の業者(法人は、本店(本社)が町内にある業者)に発注して行う工事であること ●対象経費が、①住環境改善工事は10万円(税込み)以上、②指定機器設置工事は5万円(税込み)以上であること ※①②を同一施工する場合は合計金額10万円以上 ●助成金の交付決定を受けるまで、工事に着手していないこと ※工事着手、代金支払い(一部前払い含む)は必ず交付決定後に行うこと ●令和3年3月1日(月)までに工事の完了報告ができること 	
助成金額	①住環境改善工事 ・対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て) <限度額> 20万円	②指定機器設置工事 ・対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て) <限度額> 5万円
助成予定件数	※①②を同一施工する場合の限度額は25万円 ①住環境改善工事60件 ②指定機器設置工事60件	



「かんらでお食事割引券」は印刷版の広報かんらに掲載しています

注意事項

- 一般住宅および併用住宅(2分の1以上が居住部分であること)の居住部分への施工です。
- すでに着工または完成しているリフォーム工事は対象外です。
- 助成金の交付は、申請者および当該住宅につき、1回限りです。
- 助成予定件数を超える場合には、申請受付を終了する場合があります。

助成金交付までの手順

助成金の交付申請(申請者 → 都市計画係)

必要書類

- ・ 交付申請書
- ・ 住民登録等調査承諾書
- ・ 住宅の案内図
- ・ 町内業者の見積書
- ・ 工事前写真



↑申請書・承諾書は町ホームページからダウンロードできます。

交付決定(都市計画係 → 申請者)

工事着工・工事代支払い(申請者)

※工事金額・内容等に変更が生じた場合は手続きが必要です。

工事完了報告・助成金の請求
(申請者 → 都市計画係)

書類審査後、助成金を交付(指定口座へ振り込み)

◆窓口受付

建設課都市計画係(役場西庁舎)
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)
※水曜日は午後7時15分まで

◆郵送での申請も可能です。

<郵送先>
〒370-2292 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町役場建設課都市計画係 行

対象工事表

①住環境改善工事

工事箇所		工事内容	
建物内部(外部工事は適用外)	共通	塗装、張り替え (クロス・フローリング)	
		畳	
		間仕切壁の変更	
		手すりの設置 ※介護保険住宅改修等と重複しないこと	
		段差の解消 ※介護保険住宅改修等と重複しないこと	
	建具・開口部	建具(ガラス・障子・ふすま戸・木製建具など) ※鍵・戸車等の付属品を含む	
		網戸 ※網のみの張り替えも可	
		内窓、面格子	
		ガラス面に遮熱フィルム・塗料を施工 ※写真で施工の確認ができれば可	
		カーテン・ブラインド・レール	
	水回り	台所	システムキッチン ※部品・組み込み機器のみの交換は工事手間のみ対象
			流し台・作業台・レンジフード
ガス(IH)コンロ ※システムキッチン・コンロ台の新設・取り替えが伴えば可			
浴室・洗面脱衣所		浴槽・シャワーユニット	
		内装(ユニットバス) 洗面化粧台	
便所		和式から洋式便器への改修 便器・便座のみの新設・取り替え 水洗の自動化	
設備	給排水・ガス・電気設備	配線・配管工事	
		床暖房設備工事	
		給湯器等	
		換気扇・ドアホンなどの工事が伴う電化製品	

②指定機器設置工事

対象設備	数量
エアコン、暖房機、そのほかこれらに類する設置型機器	1台まで